「汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループ」設置要綱

(目的)

第1条 汽水湖(宍道湖)における水質汚濁のメカニズムの解明及び水質汚濁シミュレーションモデルの構築等に向け、協議及び助言を行う「汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループ」(以下「WG」という)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 WGは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 汽水湖の現状、課題の整理
 - (2)調査事業の提言、助言
 - (3)調査結果の評価
 - (4) シミュレーションモデル構築へ向けたパラメータ等の整理
 - (5) その他

(組織等)

- 第3条 WGの委員は、島根県知事が委嘱する。
- 2 WGの委員、オブザーバーは別表のとおりとする。
- 3 委員の任期は、1年とする。

(座長)

- 第4条 WGには座長を1名置く。座長は委員間の互選によってこれを定める。
- 2 座長はWGを代表し、WGの円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長に事故がある時は、WGに属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその 職務を代行する。

(WGの招集)

- 第5条 WGは、座長が招集する。
- 2 WGは、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 座長は必要に応じてオブザーバーに意見を求めることができる。

(事務局)

- 第7条 WGの事務局は、島根県環境生活部環境政策課及び保健環境科学研究所に置く。
- 2 事務局は、WG運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGにおいて定める。

(附則)

この要綱は、平成22年8月19日より適用する。